畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のご紹介 (畜産クラスター機械導入事業)

1 事業の概要

畜産クラスター計画で定められた中心的な経営体の収益性の向上等に必要な機械をリース 方式で導入する場合、リース料金のうち機械本体価格(税抜)の1/2以内を国が助成 します。

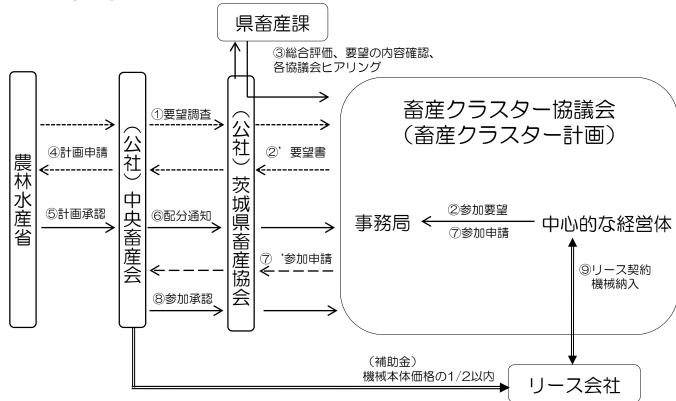
※畜産クラスター協議会: 畜産業を営む者(中心的な経営体)の他, 地域の関係者が連携し畜産の収益性の

向上を図るための取組を行う団体。

協議会は、収益性の向上を図るための計画(畜産クラスター計画)を策定し、

知事の認定を受ける必要があります。

2 要望・申請などの流れ



3 対象機械

(1) 飼料給与機械関係装置

自動給餌機、自走式給餌機、自動給水機、ミキサーフィーダー、餌寄せロボット等

(2) 飼料収穫・調整用機械装置

刈取機、反転機、集草機、梱包機、フォーレージハーベスター、運搬機等

(3) 堆肥調整散布関係機械装置

堆肥散布機、切返作業機、堆肥運搬車(特装しているものに限る)等

4 申請できる農家・団体

- (1) 畜産を営む者 (2) 農事組合法人
- (3) 農事組合法人以外の農地所有適格法人
- (4) 株式会社又は持分会社であって、農業を主たる事業として営むもの。
- (5)特定農業団体
- (6) 事業協同組合又は事業協同組合連合会
- (7) 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人又は一般社団法人
- (8) 農業者が組織する団体
- (9) 公社、地方公共団体

5 要望調査窓口

- (1) 事業の実施を希望される場合は、所属する畜産クラスター協議会事務局又は以下の問い合わせ先へ ご相談のうえお申し込みください
- (2) (公社)中央畜産会(事業実施主体)による要望調査の開始から要望書の提出期限までの期間が短いことが予想されますので、事業の実施を希望される方は、取組内容等荷ついてお早めにご相談ください。

200	
お問い合わせ先	電話番号
<機械導入事業全般>	
(公社)茨城県畜産協会 経営支援課	029-231-7501
茨城県農林水産部畜産課	029-301-3988
<協議会の設立・クラスター計画の策定等>	
県北農林事務所 振興·環境室 畜産振興課	0294-87-6680
県央農林事務所 振興·環境室 畜産振興課	029-231-0476
鹿行農林事務所 振興・環境室 畜産振興課	0291-33-4118
県南農林事務所 振興·環境室 畜産振興課	029-822-8521
県西農林事務所 振興・環境室 畜産振興課	0296-24-9166

発行元:茨城県農林水産部畜産課(水戸市笠原町978番6) 令和5年9月作成